

日本共産党市議団が提案した 国保税と介護保険料の値下げ条例概要



国民健康保険税

保険料の値下げ(条例 第144条の4、7)		値下げ内容 (年額)	値下げ額 (年額)	対象世帯 (2007年度算定数値)	値下げ総額
①医療分の「均等割」を昨年4月の値上げ前に戻す		20,000円⇒15,800円	4,200円	17,003	1億2,525万7,700円
②介護分の「均等割」を昨年4月の値上げ前に戻す		10,300円⇒7,000円	3,300円	6,654	2,834万8,036円
法定軽減部分の保険料の値下げ(条例 第151条)		値下げ内容 (年額)	値下げ額 (年額)	対象世帯 (2007年度算定数値)	値下げ総額
6割軽減部分					
③医療分の「均等割」を昨年4月の値上げ前に戻す		8,000円⇒6,320円	1,680円	5,740	1,185万1,493円
④介護分の「均等割」を昨年4月の値上げ前に戻す		4,120円⇒2,800円	1,320円	1,343	194万1,172円
4割軽減部分					
⑤医療分の「均等割」を昨年4月の値上げ前に戻す		12,000円⇒9,480円	2,520円	335	219万9,985円
⑥介護分の「均等割」を昨年4月の値上げ前に戻す		6,180円⇒4,200円	1,980円	175	47万9,210円
値下げ合計額(理論上の金額)				23,078	1億7,007万7,596円
値下げ調定額(実際に値下げされる額)				賦課限度超過分と月割減額分を差し引く 1億5,553万9,423円	
適用年度等：今年4月1日に遡って適用し、今年度1年間限りとする			全ての被保険者が軽減 2007年度現年調定額の5.23%分		

「均等割」= 国保に加入している家族一人一人に、金額が課せられる

「介護分」= 40歳～64歳の国民健康保険加入者が該当

計算方式



①	一世帯平均 1.754人 × 17,003世帯 × 4,200円 =	1億2,525万7,700円
②	一世帯平均 1.291人 × 6,654世帯 × 3,300円 =	2,834万8,036円
③	一世帯平均 1.229人 × 5,740世帯 × 1,680円 =	1,185万1,493円
④	一世帯平均 1.095人 × 1,343世帯 × 1,320円 =	194万1,172円
⑤	一世帯平均 2.606人 × 335世帯 × 2,520円 =	219万9,985円
⑥	一世帯平均 1.383人 × 175世帯 × 1,980円 =	47万9,210円

値下げ合計額(理論上の金額)	賦課限度超過分	月割減額分	値下げ調定額(実際に値下げされる額)
1億7,007万7,596円	- 1,080万5,680円	- 373万2,493円	= 1億5,553万9,423円

介護保険料

保険料 段階	所得状況	値下げ内容 (年額)	値下げ額 (年額)	対象人数 (2007年度算定数値)	値下げ総額
第1段階	生活保護受給者	21,600円⇒19,200円	2,400円	391人	93万8,400円
第2段階	昨年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下	21,600円⇒19,200円	2,400円	2,949人	707万7,600円
第3段階	昨年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以上	32,400円⇒28,800円	3,600円	1,421人	511万5,600円
第4段階	本人は市民税非課税でも、世帯の誰かが市民税を納めている	43,200円⇒38,400円	4,800円	5,429人	2,605万9,200円
第5段階	昨年の合計所得金額が200万円未満	54,000円⇒48,000円	6,000円	3,795人	2,277万0,000円
第6段階	昨年の合計所得金額が200万円から500万円未満	64,800円⇒57,600円	7,200円	4,412人	3,176万6,400円
値下げ合計				18,397人	9,372万7,200円
適用年度等：2008年4月1日から実施			被保険者の92.1% 2007年度の現年賦課分の9.9%分		